

「令和8年度広報うるま作成委託業務」に係る契約書

- 1 業務の名称 令和8年度広報うるま作成委託業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 業務契約金額 円(うち消費税及び地方消費税相当額円)
- 4 契約保証金 うるま市契約規則第6条第2項第7号に基づき免除とする。

うるま市長 中村正人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、下記の条項の内容によって広報うるま印刷製本等業務（以下「本業務」という。）に関する契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市長 中村 正人 印

乙

【契約の範囲】

第1条 本業務の内容と範囲は、本契約及び別記の本業務仕様書で定めるものとする。

【契約期間】

第2条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。

【契約金額と委託料】

第3条 本業務に係る契約金額は、円(うち消費税及び地方消費税相当額 円)とする。消費税及び地方消費税相当額は支払時点において算出し、その算定に関し、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

2 第1項に規定された消費税及び地方消費税相当額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算定されたものであり、税率の改定その他の事由により算定方法に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、金額を決定するものとする。

3 契約金額の支払いは一括払いとし、乙における本業務の履行を甲が確認した後、甲は乙の発行する適法な請求書を受理した日から30日以内に乙の指定する銀行口座に代金を振込むものとする。

【納入検査等】

第4条 甲は、印刷製本物の納入があったときは、乙の立会いのもとに直ちにこれを検査するものとする。

2 前項の検査の結果、不良品があるときは、乙は、直ちに不良品を補修し、又はこれに代えて新たに印刷製本して改めて甲の検査を受けるものとする。

3 印刷製本物の所有権は、前2項の検査に合格したとき、甲に移転するものとする。

【再委託の禁止】

第5条 乙は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りではない。

2 乙は、前項により第三者に本業務を委託する場合には、当該第三者に対し、第7条及び第8条所定の守秘義務その他本契約上必要となる事項を遵守させなければならない。

【実地調査等】

第6条 甲は、必要があると認める場合には、本業務の実施状況について隨時実地監査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出、又は必要な指示をすることができる。

【遵守義務】

第7条 乙は、本契約条項のほか、うるま市及びその執行機関の定める例規その他の法令を遵守しなければならない。

【秘密の保持】

第8条 乙は、本業務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了、又は解除された後も同様とする。

【個人情報の取り扱い】

第9条 乙は、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

【事故発生の報告】

第10条 乙は、事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

2 乙は、情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況を詳細に記載した書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならぬ。

ればならない。

【損害の賠償及び補償】

第11条 甲は、乙が本業務を提供するにあたり、故意又は重大な過失による損害を受けたときは、乙に対しその賠償金額を全額請求することができる。但し、本契約金額を賠償金額の上限とする。

1 甲は、天災その他不可抗力に因って生じた損害については、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかつたと認める時は、その一部を負担することがある。

2 乙は、本業務を提供するにあたり、甲の指示に従い、自己の過失が無かつたにも拘わらず、甲より損害を受けた時は、その損害の補償金額を請求することができる。ただし、乙がその指示が不適当であることを知りながら、これを通知しなかつた時はこの限りではない。

【契約内容の変更】

第12条 本契約の内容の一部変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、速やかに別途変更契約を締結するものとする。

【権利義務譲渡、承継の禁止】

第13条 乙は、相手方の事前の書面による同意に因らず、本契約の履行に伴う権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に承継若しくは譲渡してはならない。

【契約解除】

第14条 甲は、乙がこの契約の各条項に違反した時、乙の原因により本業務を継続することが不適当と認められた時は、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した時は、乙に対しその損害の賠償金額を請求することができる。但し、本契約金額を賠償金額の上限とする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、本業務の履行部分がある時は、甲は、当該履行部分を検査のうえ、相当と認める金額を支払い、その引き渡しを受けることができる。

【資料等の返還】

第15条 乙は、第13条第1項の規定により、契約が解除された時は、本業務の履行に用いた全ての資料を速やかに甲に返還しなければならない。

【費用負担】

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

【合意管轄】

第17条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄とする裁判所を一審専属的合意裁判所とする。

【協議】

第18条 この契約について疑義が生じた時、又はこの契約に定めの無い事項については、甲乙間で誠意を持って協議の上、円満に解決を図るものとする。